

情報提供日	2020年（令和2年）9月29日
問い合わせ先	明石市政策局SDGs推進室 （担当：山田・中島） 直通 078-918-6056（内線2417）

「（仮称）明石市パートナーシップ制度」（素案）への
意見公募手続（パブリックコメント）を開始します

1 制度創設の趣旨

明石市では、性的指向や性自認、どのような性表現をするのかに関わらず、すべての市民が自分自身を大切に、自分らしく生き、互いを認め合える「ありのままがあたりまえのまち」の実現を目指しています。

現在、誰もが人生のパートナーとともに安心して暮らすことのできる環境を整備することを目指し、「（仮称）明石市パートナーシップ制度」創設に向けた検討を進めています。

2 意見公募手続について

(1) 募集案件：「（仮称）明石市パートナーシップ制度」素案

制度の名称、制度の内容について、広くご意見を募集します。

（意見を提出できる方に、市内居住等の要件はありません）

(2) 募集期間：2020年（令和2年）10月1日（木）～10月31日（土）（必着）

(3) 資料の閲覧場所等

① 市ホームページでの閲覧

市ホームページの「意見公募手続（パブリックコメント）」の「意見募集を行っている案件」のページから資料をダウンロードすることができます。

② 窓口での閲覧

執務時間内であれば、下記の場所で資料を閲覧することができます。

	執務時間
ア 明石市 SDG s 推進室 LGBTQ+/SOGIE 施策担当 （市役所本庁舎4階）	平日の8時55分～17時40分
イ 行政情報センター（市役所本庁舎1階）	平日の8時55分～17時40分
ウ 各市民センター（大久保、魚住、二見）	平日の8時55分～17時15分
エ あかし総合窓口（パピオスあかし6階）	平日は9時～20時 土日祝日（第3日曜日を除く）は 9時～17時15分まで

(4) 意見の提出方法及び提出先

書式は自由ですが、参考に「意見提出様式」を市ホームページに掲載しています。

提出する方の「住所・氏名・電話番号・メールアドレス（無ければ不要）」（団体等の場合は、団体の名称及び代表者の氏名）を必ず記入し、以下の方法でご提出ください。

【提出方法】①郵送、②ファックス、③電子メール、④持参 のいずれか。

(5) お問い合わせ先

明石市 SDG s 推進室 LGBTQ+/SOGIE 施策担当（市役所本庁舎4階）

TEL：(078)918-6056（直通） FAX：(078)918-5294

メール：seisaku@city.akashi.lg.jp

「(仮称)明石市パートナーシップ制度」素案

1 趣旨

明石市では、性的指向や性自認、どのような性表現をするのかに関わらず、すべての市民が自分自身を大切に、自分らしく生き、互いを認め合える「ありのままがあたりまえのまち」の実現を目指しています。

本年 4 月には、SDGs推進室にLGBTQ+／SOGIE施策担当を設置し、SOGIEにおいて少数であるLGBTQ+当事者とともに、専門相談窓口「明石にじいろ相談」をはじめ、LGBTQ+の生きづらさや困難を軽減する様々な取組をまちづくりの一環として進めています。

SOGIE は特定の人を指す言葉ではなく、すべての人の性的指向(どんな性別を好きになるか)、性自認(自分はどんな性別だと思っているか)、性表現(どんな性別の服装、髪形を望んでいるかなど)を表す言葉です。

SOGIE をすべての市民に関わるテーマととらえ、どのような SOGIE であっても、誰もが人生のパートナーとともに安心して暮らすことのできる環境を整備することを目指し、「(仮称)明石市パートナーシップ制度」創設に向けた検討を進めています。

2 制度の概要

互いを人生のパートナーとして尊重し、継続的に協力し合う「パートナーシップ関係」であることを表明した2者が市に届出をし、市がその届出を受理したことを公に証明する制度です。届出者の SOGIE は問いません。

制度の導入と合わせて、市が様々な関係機関へのはたらきかけを続けることで、パートナー同士で家を借りる場合や、病院等での手続きにおける不自由などの解消を目指します。

パートナーシップ制度は、法律上の婚姻とは異なるため、届出をしても法律に基づく権利・義務は発生しませんが、事業者や関係団体と連携しながら制度の趣旨を浸透させ、効果を高めるための取組を進めていきます。

3 届出要件

- (1)成人であること
 - (2)いずれかが本市に住所を有している(または市内への転入を予定している)こと
 - (3)配偶者がいないこと
 - (4)当該相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと
 - (5)双方が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族)でないこと
(ただし養子縁組をしたことにより近親者となった者は除く)
- ※上記要件を満たしていれば、届出者の SOGIE は問いません。

4 届出方法

パートナーシップ届にそれぞれが所定の事項を自署し、必要書類を添えて市長に提出する。

5 必要書類

- (1)現住所を確認できるもの(住民票の写し等、転入を予定している場合はその旨が確認できる書類)
- (2)独身であることを証明する書類(戸籍抄本、婚姻要件具備証明書等)
- (3)本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真が貼付されているもの)

6 交付書類

パートナーシップ届受理証明書(転入予定者には転入予定者受付票を先行して交付し、転入後にパートナーシップ届受理証明書を交付)

7 証明書の返還

パートナーシップが解消された場合など、対象者の要件に該当しなくなったときは、証明書を返還していただきます。

8 制度の名称

名称案は次の通りです。名称案に対する意見や名称の提案なども募集します。

(案 1)明石市パートナーシップ制度

すでにくつもの自治体が使用している「パートナーシップ」を用いた案です。お二人が「対等な関係であること」と「つながり」をともにイメージできること、制度の趣旨が伝わりやすいこと、などが特徴です。

(案 2)明石市ファミリーシップ制度

家族のつながりを意味する「ファミリーシップ」を用いた案です。お二人が今後の人生を「家族」として過ごしていくための届出制度であり、生活の様々な場面の中でお二人が「家族である」ということを表明できることにより、具体的な効果へつながることを目指します。

(案 3)明石市結婚関係届出制度

実態としては結婚に相当する関係でありながら、婚姻制度を利用できない又は利用しづらい状況にあるお二人の人生を応援する意味を込めて「結婚」を用いた案です。婚姻制度とは異なりますが、お二人が「結婚関係」であることを届け出てもらい、証明する形となります。

9 その他

- ・戸籍上の氏名と合わせて通称名を記載して届出することができます。
- ・届出は郵送でも可能ですが、証明書の交付を受ける際には、本人確認のため原則 2 人で来庁していただきます。(やむをえず来庁できない理由がある場合は別途対応します。)
- ・住所や連絡先等の届出事項に変更があった際は、変更届を提出いただきます。
- ・証明書を紛失した際や記載された氏名の変更があった際は、再交付を受けることができます。
- ・市は、本制度や証明書の趣旨が十分に理解され、社会生活における様々な場面において、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知、啓発に努めます。

10 今後のスケジュール

10月1日～31日	パブリックコメントの実施
11月～12月	パブコメ結果のとりまとめ、要綱の作成
1月	パートナーシップ制度スタート